

就学前用人権教育資料『ほほえみ』の改訂にあたって

兵庫県教育委員会では、平成 10(1998)年3月に「人権教育基本方針」を策定しました。平成 13(2001)年3月には、この方針に基づき、幼稚園用人権教育資料『ほほえみ』を作成し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。本資料は、幼児の発達や特性を踏まえ、学習内容を実生活に生かせるよう身近な人権課題を取りあげる等、作成当時としては斬新な人権教育資料であり、その活用を図ってきました。平成 24(2012)年3月には、幼児の発達に即し、幼児の主体的な活動を促すとともに、教育の自発的な活動である遊びを通して人権尊重の精神の芽生えを培う資料を取り扱った内容に改訂しました。

しかし、この改訂から 10 年が経過する中で、社会の高度情報化や少子高齢化、グローバル化や経済的格差の拡大、外国人県民の増加や多国籍化など、加速度的に社会情勢は変化し、児童虐待やいじめ、子どもの貧困、インターネットによる人権侵害や多様な性に係る人権問題等、人権問題はますます複雑・多様化しています。また、平成 27(2015)年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発のための目標「SDGs」が設定されました。国では、教育要領、保育指針の改訂や、様々な人権課題に関する立法措置がなされました。さらに、県においては「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「ひょうご多文化共生社会推進指針」等の改訂が行われました。

令和 2(2020)年当初からは、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、不要不急の外出の自粛が求められる等の感染防止対策がとられ、学校は長期間にわたる臨時休業等を余儀なくされ、感染者とその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷等の人権問題も生じています。また、コロナ禍で情報化・ICT 化が進む一方で、正しい知識を礎としながら、様々な情報から何が重要かを主体的に判断し、問題の解決に自ら取り組む実践力を育む人権教育が強く求められています。

このような社会の変化に伴う国や県の動向等を踏まえ、この度、就学前において新しい人権課題も含めた内容を取り上げ、自己実現と共生をめざす人権教育を推進するため、題名も新たに「就学前用人権教育資料『ほほえみ』」に改訂しました。本資料は、就学前における教育・保育において、生きる力の基礎を育成し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、この時期における人権教育は、幼児の自我を芽生えさせ、他者を理解し思いやる気持ちや人権感覚を育むためにも重要です。本資料が各園・所における人権教育の充実に活用されることを期待しています。

本資料の編集にあたり、ご尽力いただきました人権教育資料検討委員会並びに人権教育資料作成委員会の皆さま方、また、多方面にわたりご協力いただきました皆さまに対し、心からお礼申し上げます。

令和 4(2022)年 3 月

兵庫県教育委員会

